

基本ビジョン

- まちづくりの基本理念（考え方）
- 将来像
- 人口推計

■まちづくりの基本理念

本町は、昭和58年12月26日に「須恵町民憲章」を定めました。これは町制施行30周年記念として豊かなゆとりある住みよい住みたくなるまちづくりを目指して五項目にわたる憲章を制定したものです。この憲章は町民のまちづくりの心得として今も親しまれています。

昨今、防災や自治にとって最も大切な住民間のコミュニケーションが希薄化しており、助け合いの精神や人の和の崩壊が危惧されています。劇的に変わりゆく社会情勢の中、須恵町を未来永劫存続させていくためには、地域の自治力を中心とした「須恵町らしさ」あふれるまちづくりを行っていかねばなりません。

「地域の課題は地域で解決する」を基本に、町民・地域・行政・企業など自立し、それぞれの立場や役割を認識するとともに、互いに手を取り、汗をかき、絆を深め、協働し、住み良い須恵町をつくるため、まちづくりの基本理念を「須恵町民憲章」と定めます。

基本理念

「須恵町民憲章」

私たちは霊峰若杉の緑と輝かしい伝統を持つ須恵町民です。

愛する郷土発展のため、誇りをもってこの憲章を守ります。

- 一、自然を愛し、美しい環境をつくります。
- 二、健康の増進につとめ、楽しい家庭をつくります。
- 三、仕事にはげみ、豊かな町をつくります。
- 四、教養を高め文化を育て、明るい町をつくります。
- 五、おたがいに手をとるあい、住みよい町をつくります。



■まちが目指す将来像

将来像は、長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画において、まちづくりの方向性や将来の姿を端的・効果的に表現した須恵町の未来の姿です。

本町では第三次総合計画のキャッチフレーズとして「水と緑と光の町」が登場し、第四次総合計画の将来像としています。また、シンボルマークとして「すこやかスエコロジー」を作成するなど都市イメージとして定着しています。



「水」は霊峰若杉の恵みと豊かな自然とのふれあい



「緑」は町民一人一人の健康



「光」は人々や団体・企業の活力

この3者が共存し、将来を担う子ども達やすべてのひとが夢を持ち、心から「住みたい」「住んでよかった」といえるようなまちを築いていくため、将来像を「水と緑と光の町 すえ」と定めます。

将来像

「水と緑と光の町 すえ」



水と緑と光をシンプルなキャラクターで表現。

ブルーは自然とのふれあいを、

グリーンは健康を、

イエローは活力を表現しています。

■人口推計（須恵町人口ビジョンより）

「社人研」準拠推計によると、令和22年（2040年）の須恵町の人口は24,500人程度となり、平成27年（2015年）から約1,500人の減となっているが、現状は人口微増が続いている。

よって、本町の人口展望として、以下の2つの視点を考慮し、独自の推計を実施した。

（1）自然増（出生率の設定）

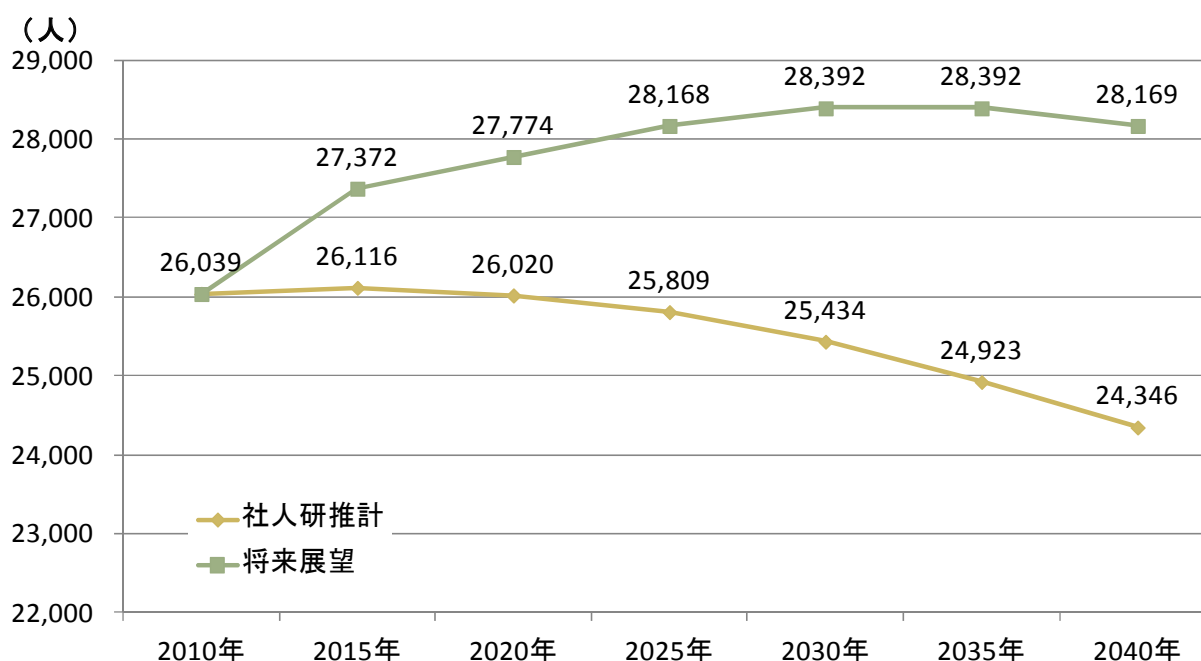
結婚や子育て支援の充実によって、現在の合計特殊出生率を1.63 から将来的に1.80まで上昇させ、以降も1.80を維持するものとする。

（2）社会増（転入者の設定）

教育環境の充実や、魅力ある生活環境を形成することで、毎年100人程度の社会増を継続させることを目指す。

宅地利用可能な未利用地と宅地開発の推移から算出した推計値では、令和22年（2040年）まで住宅供給等を行うことが可能であることが読み取れた。結果、令和22年（2040年）まで28,000人を維持できる予測となった。よって、上記2点を考慮しながら行政運営を行い、「令和22年（2040年）に人口28,000人を維持する」ことを目標値とする。

2040年 将来人口展望 28,000人



※将来人口は年齢区別の人口を用いたコーホート要因法を基に算出しているため、平成22年国勢調査に基づく人口は、年齢不詳数（5人）を除く26,039人を用いている。

基本ビジョン資料

基本ビジョンを実現するため、まちづくりに必要な政策を 11 の大綱に分類し、事業の展開を行います。（「大綱一覧」参照）また、大綱に紐づく政策についても「大綱・政策一覧」に明示しています。

■大綱一覧表

| | 大綱 | 説明 |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 福岡県内で「光る」町になる | 須恵町が持続可能な都市であり続けるには、町民が住んでいることに“喜びと誇り”を感じるとともに、“愛着とこだわり”を持って、「このまちに住み続けたい」「このまちをもっと知ってほしい」と思うことが大切です。また、町外からの活力を取り込むために、「このまちを訪れたい」「このまちで働きたい」「このまちに住んでみたい」と思われることが必要です。町の内外から「須恵町」が“選ばれるまち”となるため、町民や関係機関、行政が協働してプロモーションを推進します。 |
| 2 | 活力ある産業基盤の形成 | 産業はまちの活力の源のひとつです。農業、商業、工業、観光などの連携した振興により、地域産業の活性化を図ります。 |
| 3 | 教育立町 須恵 ～社会総がかりで教育を推進～ | 先行き不透明なこれからの時代、どのように社会や産業が変化しても、「ひとづくり」の基本は、先人の知恵に学んだり体験を積み重ねたりして培われた「心の教育」にあります。その心が育まれる過程を通して子どもたちは試行錯誤を重ねていき、「ひと」としての在り方や社会とのかかわり方について学んだり、悩んだりしながら、よりよい見方や考え方を身につけていくものと考えます。そこで、心の教育を須恵町教育の根幹とし、4つの教育方針から社会総がかりで教育を推進し、職業的・社会的に自立した「ひとづくり」を目指します。 |
| 4 | 子どもと家族の笑顔輝く未来 へつなぐまちづくり | 子ども・子育て支援は、子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの成長や子育てを支えることで、子どもと家族に笑顔が輝き、未来につながるまちづくりを進めます。 |
| 5 | 生きがいを持てる社会づくり の推進 | 高齢者や障がい者など町民の誰もが地域で住み続けることができるよう支援体制の充実を図り、安心して暮らせる環境づくりに取組みます。 誰もがいきいき暮らすことのできる須恵町にするため、住民それぞれが自身の健康について考え、健康づくりに積極的に取組みます。 |
| 6 | 健康づくりを支えるための 環境づくりの推進 | いつまでも、いきいきと暮らせることは誰しもの願いであり、そのためには町民一人ひとりが主体的に健康づくりを進めてかなければなりません。また、少子高齢化が進行し、生活習慣病による疾病が増加している状況を踏まえ、今後もより一層健康増進のための事業に取り組む必要があります。このような本町の状況等を踏まえ、健康づくりの基本理念を『ともにつくる誰もがいきいきと健康で暮らせるまち』とし町民の健康づくりを支えるための環境づくりを推進します。 |

| | | |
|----|-------------------|--|
| 7 | 計画的な都市形成 | <p>緑豊かな環境の維持に向け、自然環境への配慮を基本に快適な生活環境の形成を図るため、山の緑からなる“自然保全エリア”と、ゆとりある移住環境が確保された“共生エリア”、都市の発展に向け周辺都市との調和を図りつつ積極的なまちづくりを展開する“調和エリア”を定め、それぞれのエリアを連携させる人・物・文化の交流軸を骨格とした都市構造の形成を図ります。また、住みよい都市づくりにともなう設備整備についても計画的に推進します。</p> |
| 8 | 安心安全な地域の形成 | <p>地域の安全は地域で守るため、防災対策の充実や防犯活動の推進など、町民や団体と行政が協働し、安全に生活できるまちづくりを進めます。また、生活環境はすべての環境の基礎であり、まちづくりなど他の施策とも関係するとともに、環境への負荷は市民・事業者などあらゆる主体の活動に起因しています。このため、ゼロからプラスの環境に向けて、施策間・主体間の連携による取組を新たに推進していきます。</p> |
| 9 | 地域とともに歩む行政づくり | <p>従来地域自治や行政サービスが届かない地域課題を解決していくため、行政・地域・企業などが協働し、地域サービスを提供する「新たな公共づくり」の構築に取り組めます。</p> |
| 10 | 未来を見据えた計画性のある行政運営 | <p>自立した行政運営が求められる現在に対応するため、職員のさらなる資質の向上に努めるとともに、執行体制の連携強化を図ります。また、限られた財源の中での効率的な行財政運営を図るため行財政改革をすすめるとともに、効率的な行政サービスの提供や近隣市町との連携に取り組めます。</p> |
| 11 | 法令に基づく行政事務の適正な運営 | <p>地方分権により、地方自治体の裁量が拡大されていく中、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものについても、法律・政令に基づき適正な事務処理に努めます。</p> |

■大綱・政策一覧

| 大綱 | | 政策 | |
|----|--------------------------|------|---------------------------------------|
| 1 | 福岡県内で「光る」町になる | 101 | 移住定住の促進 |
| | | 102 | シティプロモーション |
| | | 103 | 適正な行政・地域情報の伝達 |
| 2 | 活力ある産業基盤の形成 | 201 | 産業活性化の推進 |
| | | 202 | 農林業活性化の推進 |
| | | 203 | 観光事業の活性化 |
| 3 | 教育立町須恵 ～社会総がかりで教育を推進～ | 301 | 0歳から15歳までをつなぐ一貫した教育の推進 |
| | | 302 | 心の教育を推進し、感動・感謝・共感できる豊かな感性を持った「ひと」を育てる |
| | | 303 | 生涯教育の充実 |
| 4 | 子どもと家族の笑顔輝く未来へつなぐまちづくり | 401 | 子どもの健やかな成長を支える環境をつくる |
| | | 402 | 子育て家庭にやさしいまちづくり |
| | | 403 | 子ども・子育てを支える地域づくり |
| 5 | 生きがいを持てる社会づくりの推進 | 501 | 支えあいの地域づくり |
| | | 502 | いきいきと暮らせるための支援体制構築 |
| | | 503 | 高齢者福祉の充実 |
| | | 504 | 障害者福祉の充実 |
| 6 | 健康づくりを支えるための環境づくりの推進 | 601 | 健康づくりの推進 |
| | | 602 | 医療費の適正化 |
| 7 | 計画的な都市形成 | 701 | 生活を豊かにする生活空間づくり |
| | | 702 | 安全で円滑な地域交通環境の充実 |
| | | 703 | 安全な水道水の安定供給 |
| | | 704 | 適正な下水処理 |
| 8 | 安心安全な地域の形成 | 801 | 消防、防災、危機管理体制対策の充実 |
| | | 802 | 防犯、消費者保護の推進 |
| | | 803 | 生活環境の整備推進 |
| 9 | 地域とともに歩む行政づくり | 901 | 協働によるまちづくりの推進 |
| 10 | 未来を見据えた計画性のある行政運営 | 1001 | 行政経営改革の推進 |
| | | 1002 | 安定的な財政運営の推進 |
| | | 1003 | 公有財産の適正な管理・運用 |
| | | 1004 | 広域的な行政運営の推進 |
| | | 1005 | ITを活用したまちづくりの推進 |
| | | 1006 | 適正かつ効率的な統計事務の推進 |
| | | 1007 | 適正かつ公平な税務事務の執行 |
| 11 | 法令に基づく行政事務の適正な運営 | 1101 | 法令に基づく行政事務の適正な運用 |
| | | 1102 | 契約の透明性・公平性の確保 |
| | | 1103 | 行政情報の適正な管理 |
| | | 1104 | 公正な選挙事務の推進 |
| | | 1105 | 円滑な議会運営支援 |
| | | 1106 | 適正な公金管理 |
| | | 1107 | 適正な監査執行 |